



2022年5月25日

各 位

会社名 新田ゼラチン株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾形浩一
(コード番号: 4977 東証プライム市場)
問合せ先 取締役執行役員 長岡令文
管理本部長
電話番号 072(949)5381

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月25日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第83回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業拡大に対応するため、現行定款第2条に事業目的の追加及び削除を行うものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第22条に定める取締役の任期を1年に変更するものであります。
- (3) 感染症の流行や経営環境の変化等が生じた場合においても、剰余金の配当等を機動的に実施することができるようにするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議でも行うことが可能となるよう変更案第45条を新設するとともに、現行定款第7条及び第47条の削除並びに第46条について所要の変更を行うものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (5) その他、上記の条文の新設・削除に伴い、条数等の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月28日（予定）

以 上

<別紙>

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(2) (条文省略)</p> <p><u>(3) 化学機械の製造販売ならびに据付工事</u></p> <p>(4) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) 機械設備の賃貸</u></p> <p>(6)～(9) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10)～(11) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(12) (条文省略)</u></p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p>第7条 (自己の株式の取得)</p> <p><u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第17条 (条文省略)</p> <p>第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第19条～第21条 (条文省略)</p> <p>第22条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p><u>(4) 調理器具、食器類の販売</u></p> <p>(削除)</p> <p>(5)～(8) (現行どおり)</p> <p><u>(9) インターネット等を利用した通信販売</u></p> <p>(10)～(11) (現行どおり)</p> <p><u>(12) 飲食店の経営</u></p> <p><u>(13) 肥料、飼料の製造、加工および販売</u></p> <p><u>(14) 農水産物の栽培、養殖、加工および販売</u></p> <p>(15) (現行どおり)</p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第17条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第18条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第23条～第45条 (条文省略) (新設)</p> <p>第46条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新設)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第47条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第48条 (条文省略) (新設) (新設)</p>	<p>第22条～第44条 (現行どおり)</p> <p>第45条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>第46条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (削除)</p> <p>第47条 (現行どおり) (附則)</p> <p>第1条 変更前定款第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第17条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>第2条 前条の規定にかかわらず、2023年2月末日までを株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>第3条 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上